

計画作成年度	令和4年度
計画主体	階上町

階上町鳥獣被害防止計画

令和5年2月22日作成

<連絡先>

担当部署名 階上町産業振興課
所在地 青森県階上町大字道仏字天当平 1-87
電話番号 0178 - 88 - 2946
FAX番号 0178 - 88 - 2117
メールアドレス hashikami01@town.hashikami.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	階上町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	-	-
カラス	-	-
ニホンザル	-	-
ニホンジカ	-	-
イノシシ	-	-
アライグマ	-	-
ハクビシン	-	-
合計	-	-

(2) 被害の傾向

<p>①ツキノワグマ 近年は、農林業被害は確認されていないが、町内各地域で目撃情報があり、人的被害や農林業被害の発生が懸念される。</p> <p>②カラス 過去に畜舎内の配合飼料が被害を受けているため、今後、農作物等への被害が懸念される。</p> <p>③ニホンザル 現在のところ、農作物等の被害は確認されていないが、町内各地域で目撃情報がある。また民家周辺での目撃情報があり、今後、農作物等への被害発生が懸念される。</p> <p>④ニホンジカ 町内で目撃情報や轢死体が確認されていることから、今後、農林業被害の発生が懸念される。</p> <p>⑤イノシシ 現在のところ、農林業被害や目撃情報はないが、近隣自治体において農作物等被害が発生しており、今後、当町でも被害発生が懸念される。</p> <p>⑥アライグマ 現在のところ、農作物等の被害や目撃情報はないが、近隣自治体において目撃情報や生息痕跡があり、今後、当町でも農作物等の被害発生が懸念される。</p>

⑦ハクビシン

現在のところ、農作物等の被害や目撃情報はないが、近隣自治体において目撃情報や生息痕跡があり、今後、当町でも農作物等の被害発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	金額(千円)	面積(a)	金額(千円)	面積(a)
ツキノワグマ	-	-	-	-
カラス	-	-	-	-
ニホンザル	-	-	-	-
ニホンジカ	-	-	-	-
イノシシ	-	-	-	-
アライグマ	-	-	-	-
ハクビシン	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル 目撃及び被害情報があった場合は、必要に応じて警察、猟友会及び町内関係部局と連携し、注意喚起、現地調査及び追払い、被害防止に係る助言及び銃器又は罠による捕獲を実施している。</p> <p>○カラス 町で猟友会へ依頼し、銃器による捕獲を実施している。</p> <p>○アライグマ、ハクビシン なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会会員の高齢化や会員の減少が進んでおり、担い手の育成や捕獲体制の維持が必要である。 ・アライグマ、ハクビシンについては生息状況を把握し、早期対策を講じる必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	—	—

生育環境管理その他の取組	—	—
--------------	---	---

(5) 今後の取組方針

- ・対象鳥獣の捕獲は猟友会と連携し、わな又は銃器による捕獲を実施する。
- ・関係機関と連携し、被害情報の把握に努め、今後の被害防止施策に活かす。
- ・鳥獣被害防止に関する研修会へ積極的に参加し、知識の向上や情報の収集を図る。
- ・捕獲体制を強化するため、狩猟免許等を有する担い手の育成を促進する。
- ・今後、階上町鳥獣被害対策実施隊を設置する予定である。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・農林業被害を受けた農家等から依頼を受けた猟友会が行う有害鳥獣の捕獲活動に、町は関係機関と連携して指導・助言を行う。
- ・今後、階上町鳥獣被害対策実施隊を設置する予定である。
- ・実施隊を設置した場合には、狩猟免許を所持する鳥獣被害対策実施隊員を対象鳥獣捕獲員として、任命又は指名する。
- ・ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、箱わな、くくりわなを基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者によるライフル銃を使用し大型獣の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	ツキノワグマ カラス ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査による情報の収集 ・研修会の参加による技術情報の収集 ・くくりわな導入の検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき適正な捕獲を実施していく。</p> <p>①カラスは被害が多いことから、加害個体数を減少させるため、対策を強化し、80羽を捕獲する。</p> <p>②ツキノワグマ、ニホンザルについては、被害状況に応じて必要最小数の捕獲を行う。</p>

③ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシンについては、可能な限り捕獲を行う。

- ・捕獲は状況に応じて、わなや銃器を使用する。

(過去の捕獲実績)

対象鳥獣	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ツキノワグマ	-	-	-
カラス	52羽	41羽	43羽
ニホンザル	-	-	-
ニホンジカ	-	-	-
イノシシ	-	-	-
アライグマ	-	-	-
ハクビシン	-	-	-

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カラス	80羽	80羽	80羽
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容

①ツキノワグマ

被害の発生する農作物の収穫期（7月から10月頃）に、被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなや銃器により必要最小数を捕獲する。

②カラス

被害の発生する農作物等の生育期から収穫期（5月から10月頃）に、被害のある畑、畜舎付近で銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

③ニホンザル

被害状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わなやくくりわなにより必要最小数を捕獲する。

④ニホンジカ・イノシシ

出没が確認された周辺地域でわなや銃器で捕獲する（通年）

⑤アライグマ・ハクビシン

出没が確認された場合には、箱わなにより可能な限り捕獲する（通年）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
階上町	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度

5. 生育環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	ツキノワグマ カラス ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	効果的な追い払い方法、緩衝帯の設置方法、作物残渣や放任果樹の除去などの被害軽減及び防止方法について、関係機関と連携するほか、被害農家に対して助言・指導する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

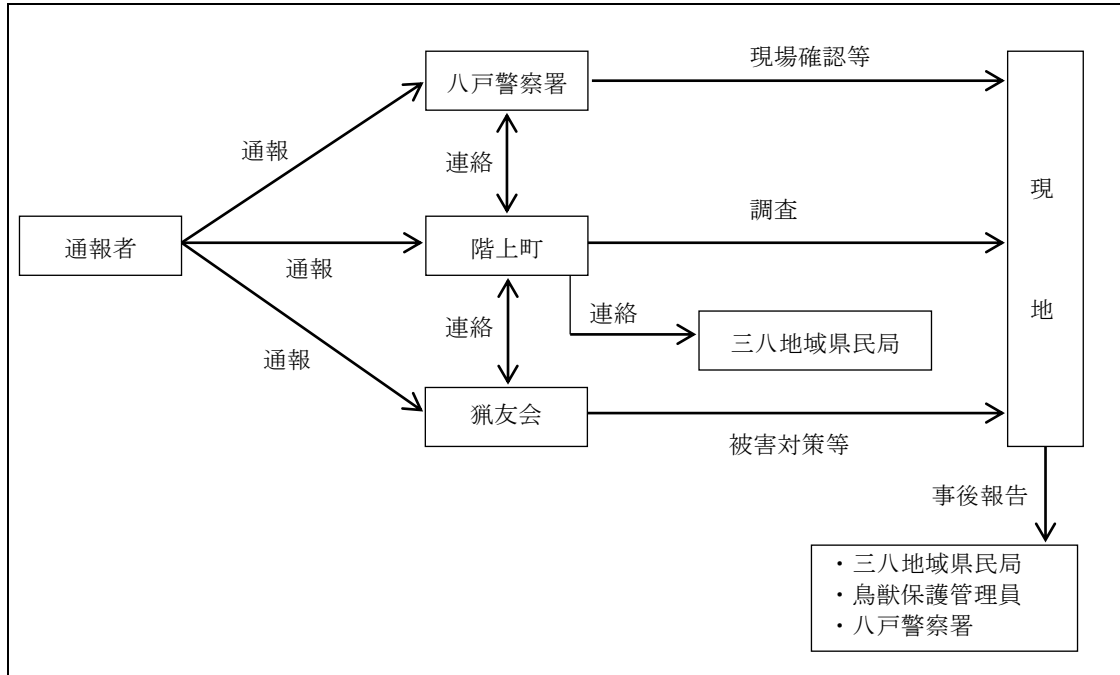
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
階上町産業振興課	各関係機関との連絡・調整、現地調査、町民への注意喚起
(一社)青森県猟友会八戸支部	現地調査、鳥獣の捕獲等
八戸警察署	現場確認等、銃器等の取扱い指導・助言等

三八地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室、林業振興課）	状況の把握、捕獲に係る専門的指導・助言
-------------------------------	---------------------

※階上町被害防止対策実施隊が設置（予定）された場合には、猟友会を実施隊に読み替える。

（２）緊急時の連絡体制



※階上町被害防止対策実施隊が設置（予定）された場合には、猟友会を実施隊に読み替える。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、階上町鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である階上町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	階上町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
階上町	・協議会内の連絡、調整 ・被害情報の収集、把握
三八地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室、林業振興課)	・捕獲に係る専門的指導、助言
(一社)青森県猟友会八戸支部階上分会	・対象鳥獣の捕獲等の実施
八戸警察署	・銃器等の取扱いに係る指導、助言
八戸農業協同組合	・農作物被害に関する情報収集、提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三八地方森林組合	・林業被害に関する情報収集、提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後、階上町鳥獣被害対策実施隊を令和4年度中に設置予定。 【規模・構成】 ・青森県猟友会八戸支部階上分会5名及び階上町産業振興課職員1名を実施隊員に任命または指名予定。 【活動内容】 ・住民への啓発や防除方法の指導を行う。 ・対象鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や必要な対策を講じる。